

第36号議案

文京区立幼稚園使用条例施行規則の一部を改正する規則

上記の議案を提出する。

令和3年7月9日

提出者 文京区教育委員会

教育長 加藤 裕一



文京区教育委員会規則第十一号

文京区立幼稚園使用条例施行規則の一部を改正する規則

文京区立幼稚園使用条例施行規則（昭和四十七年九月文京区教育委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「第一条第二項及び」を削り、「第五条の四の二第六項」を「第五条の四の二第五項」に改め、同条第三項及び第四項を削る。

付 則

（施行期日）

1 この規則は、令和三年九月一日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正後の文京区立幼稚園使用条例施行規則第三条の規定は、令和三年度以後の年度分の区市町村民税の所得割課税額の算定について適用し、令和二年度以前の年度分の区市町村民税の所得割課税額の算定については、なお従前の例による。



## 新日本幼稚園規則(昭和四十七年九月教育委員會立文)

法第二百九十二条第一項第十一号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となつた女子であつて、現に婚姻(届出を)していないが、事実上婚姻關係と同様の事情にある場合を含む。」を読んで「妻と死別し、若しくは妻と離婚した後納税義務者又は同項第十二号中「妻と死別し、若しくは妻と離婚した後の」を「婚姻によらないで父となつた男子であつて、現に婚姻(届出を)をしていないが、事実上婚姻關係と同様の事情にある場合を含む。」と読み替えた場合に同号に該当する所得割の納税義務者であるときは、同法第三百四十四条の二第一項第八号に規定する額(その者が同法第二百九十二条第一項第十一号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となつた女子であつて、現に婚姻(届出を)をしていないが、事実上婚姻關係と同様の事情にある場合を含む。」)をしていいもの」と読み替えた場合に同号に該当する所得割の納税義務者であると規定する。

4 第一項に規定する所得割額の計算を行う場合は、保護者が地方税法第二百九十二条第一項第十一号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となつた女子であつて、現に婚姻(届出を)していないが、事実上婚姻關係と同様の事情にある場合を含む。」

(削除)

む。)をしていないもの」と読み替えた場合に同法第二百九十五条第一項第二号に該当する者又は同法第二百九十九条第一項第十二号中「妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明瞭でない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで父となつた男子であつて、現に婚姻(届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。)をしていないもの」と読み替えた場合に同法第二百九十五条第一項第二号に該当する者であるときは、当該所得割課税額は、零とする。

#### 第四条（略）

（新設）

##### 付 則

##### （施行期日）

1 この規則は、令和三年九月一日から施行する。

##### （経過措置）

2 この規則による改正後の文京区立幼稚園使用条例施行規則第三条の規定は、令和三年度以後の年度分の区市町村民税の所得割課税額の算定について適用し、令和二年度以前の年度分の区市町村民税の所得割課税額の算定については、なお従前の例による。

